

ホテル・旅館等建築物の耐震改修の促進に関する

要 望 書



平成26年5月

北 海 道

北海道市長会

北海道町村会

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が昨年11月に施行され、不特定多数の者が利用する大規模なホテル・旅館や百貨店等の所有者は、平成27年末までの耐震診断と診断結果の報告が義務づけられました。

このような大規模建築物の耐震化について早急な対応が必要でありますことから、道と市町村では、耐震診断に係る補助制度の創設に取り組んでいるところですが、短期間での耐震化の推進は建築物所有者に多額の費用負担が発生するとともに、診断結果の公表は、地域経済を支える宿泊施設や店舗等の経営に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

また、北海道内の地方公共団体においても、事業の集中に伴う財政負担の増大が懸念されるため、次の事項について強く要望します。

1 所有者負担の軽減と地方公共団体への財政支援について

建築物の耐震改修事業については、法改正によるものであることから、国の責任により促進すべきであり、さらなる国費率の引き上げや補助対象期限の撤廃など、所有者負担を最大限軽減するため、支援措置を拡充すること。

また、当該事業に地方公共団体が費用負担する場合には、交付税措置の拡充など円滑な事業実施が可能となるよう、確実な財政措置を講じること。

2 耐震診断結果の公表について

所有者が診断結果を踏まえた対応をするための必要な財政支援措置が確立されるまでは、診断結果の公表について、所有者の実情等を十分踏まえた丁寧な運用を行うこと。

平成26年5月

北海道
北海道市長会
北海道町村会

1 所有者負担の軽減と地方公共団体への財政支援について

建築物の耐震改修事業については、法改正によるものであることから、国の責任により促進すべきであり、さらなる国費率の引き上げや補助対象期限の撤廃など、所有者負担を最大限軽減するため、支援措置を拡充すること。

また、当該事業に地方公共団体が費用負担する場合には、交付税措置の拡充など円滑な事業実施が可能となるよう、確実な財政措置を講じること。

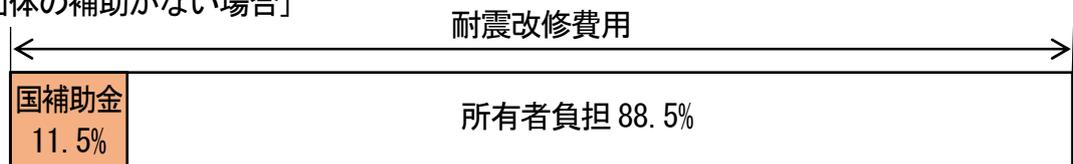
法改正により耐震診断が義務化される民間建築物

- 国が法で定める、不特定多数の者が利用する建築物や、避難弱者が利用する建築物などのうち大規模なもの
- 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び防災拠点建築物

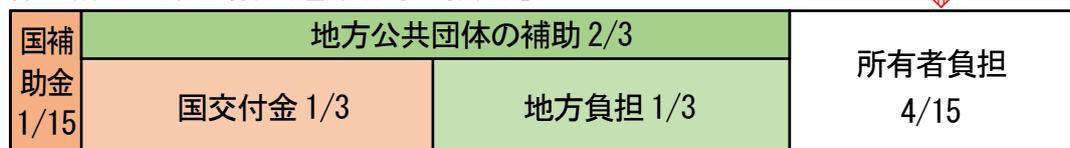
耐震化を円滑に進めるための所有者への支援

- 国は、耐震診断の義務化対象建築物に対して耐震診断や耐震改修に係る補助制度を創設するとともに、地方公共団体に対しても、補助制度の創設を求めている

[地方公共団体の補助がない場合]



[地方公共団体の補助がある場合(避難所等に指定)]



財源確保が課題⇒ 地方単独費 1/2 特別交付税 1/2

北海道観光の基盤となるホテル・旅館や地域商業を支える百貨店などの店舗等の耐震化の促進に当たっては、耐震診断や改修に要する多額の費用負担が経営に影響を及ぼすおそれがあることから、所有者負担を最大限軽減するため、支援措置を拡充するとともに、地方の厳しい財政状況を考慮の上、地方単独経費に対する、より一層の財政支援を要望する。

北海道における耐震診断義務化対象建築物

[平成26年3月末現在]

区分	計	公共建築物	民間建築物	概算費用 (百万円)	
				概算診断費	概算改修費
大規模建築物					
小・中学校等	628	626	2	5	516
病院	43	12	31	337	17,284
福祉施設等	8	5	3	9	1,062
ホテル・旅館	79	1	78	1,176	50,153
その他	178	76	102	1,264	70,788
計	936	720	216	2,791	139,803

※ 札幌市を含む全道の件数

- 北海道は、耐震診断の義務化対象建築物数について、東京都、大阪府、神奈川県に続き4番目に多い棟数となっている（平成25年11月国交省とりまとめ）

北海道における取り組み

- 平成26年度から、民間大規模建築物を対象とした市町村への耐震診断補助制度を創設
- 札幌市を含み11市町で制度創設済み、7市町で制度創設予定（耐震診断の義務化対象大規模建築物の90%相当）

[道の耐震診断補助制度の概要]

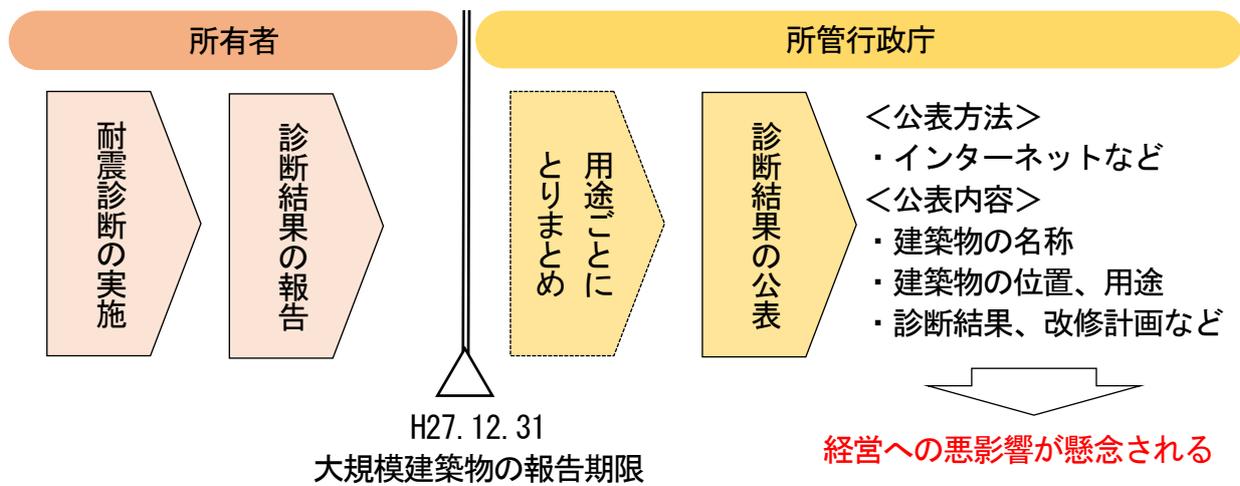


2 耐震診断結果の公表について

所有者が診断結果を踏まえた対応をするための必要な財政支援措置が確立されるまでは、診断結果の公表について、所有者の実情等を十分踏まえた丁寧な運用を行うこと。

耐震診断結果の報告と公表

- 耐震診断が義務化された建築物の所有者は、期限までに耐震診断を実施し、結果を所管行政庁へ報告しなければならない。
- 所管行政庁は、その結果を公表しなければならない。
(所管行政庁)
北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市



ホテル・旅館団体においては「耐震診断結果の公表は業界にとって死活問題であり、廃業を考えているところもある。」また、「耐震診断結果の公表までに耐震改修が終わっていなければ、経営への悪影響が懸念されるが、多額となる耐震改修費用の確保などが難しい」といった実情にある。

北海道では、耐震診断が義務化される民間の大規模建築物は、ホテル・旅館が最も多く、北海道観光を支えている宿泊業界の経営に影響を与えることのないよう、公表に関して所有者の実情を十分踏まえた運用を行うよう要望する。

北海道観光の現状

【観光入込客数】

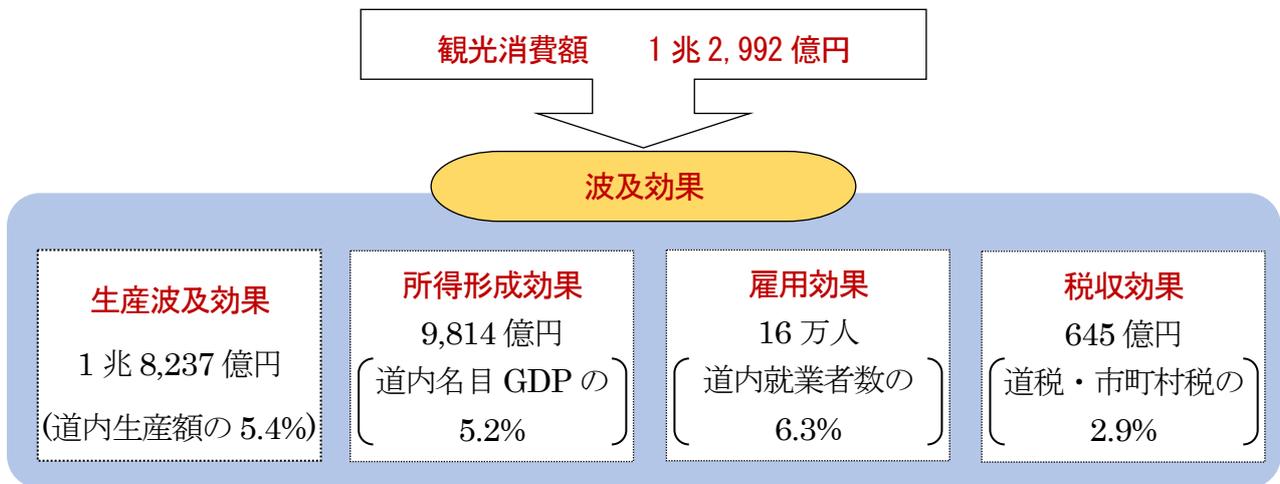
平成24年度の北海道の観光入込客数は5,098万人で、前年度に比べ10.5%の増加となり、ほぼ東日本大震災前の入込客数が確保された。

平成25年度に入っても前年を上回って推移しており、直近の統計数値である平成25年度上期は、外国人観光客が前年同期と比べ41.3%と大きく増加し、全体でも4.5%の増加となった。

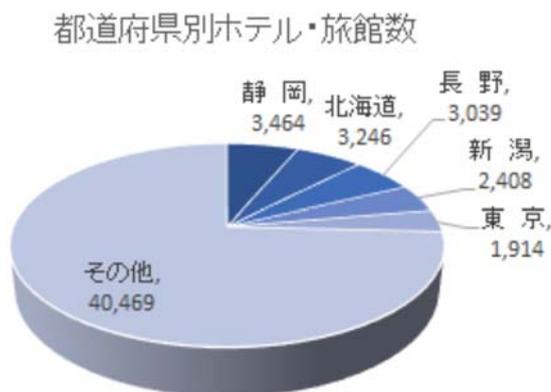
【観光消費額と経済波及効果】

北海道の観光消費額は1兆2,992億円で、農業産出額、漁業・養殖業生産額の合計1兆2,691億円を上回る規模となっている。

また、観光消費によってもたらされる生産波及効果は1兆8,237億円で、産業別では宿泊業を含むサービス業が4割を占めている。



【ホテル・旅館の概要】



北海道には3,246軒のホテル・旅館があり、このうち客室数が80室以上ある大規模なものは約280軒、他都府県と比較しても平均客室は34.6室と規模の大きなものが多い。

(H24 衛生行政報告例 (厚生労働省))